

I 制度について	
1. 助成を受けることができる人の条件は？	次のすべての要件を満たす人です。 ① 申請日時点で、佐賀市に住民登録がある人 ② がんと診断され、その治療を受けた人もしくはがん治療を受けている人 またはがんの疑いがあると診断された人 ③ がん治療に伴い脱毛し、または乳房を切除し、補整具を購入している人 ④ 申請を行う補整具について、他の法令等に基づく助成を受けていない人
2. 助成対象となる購入日に制限はありますか？	購入日の翌日から起算して1年以内に申請してください。
3. 県内の他の市町でウィッグ等の購入助成を受けた場合、対象になりますか？	県内の他市町での助成内容により異なりますので、佐賀市健康づくり課担当までお問合せ下さい。
4. がん以外の病気等で脱毛した場合も対象になりますか？	がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用助成を目的としているため、がんの治療の副作用による脱毛に限ります。
5. 助成対象者は性別の限定や年齢制限はありますか？	性別の限定や年齢制限はありません。 ただし、18歳未満の方については、保護者を申請者としてください。
6. 未成年のがん患者が使用するために、親が補整具を購入した場合、親は助成を受けられますか？	対象となるがん患者が未成年（18歳未満）の場合は、保護者が「申請者」となり、お子さんが「助成対象者」になります。 助成金の振込先は保護者の口座を指定して下さい。 また、助成対象者が未成年の場合は委任状はいりません。
7. 助成の金額は？	ウィッグ、乳房補整具それぞれに対して、購入額（税込）の合計額の2分の1（1円未満切り捨て）または2万円のいずれか低い額です。上限額まで、複数枚の領収書を合算できます。 ※医療機関の証明書類発行手数料を助成申請額に含めることができます。（市ホームページに様式を掲載しています。） その場合、助成上限額は、補整具購入額と証明書類発行手数料の合計額の2分の1（1円未満切り捨て）または、2万円のいずれか低い額になります。
8. 助成対象となるウィッグまたは乳房補整具の購入個数に制限はありますか？	購入される個数は問いません。複数購入されたものをまとめて申請することは可能です。ただし、申請はウィッグ・乳房補整具ごとに、それぞれ1年度につき一回までです。
II 対象品について（ウィッグ）	
1. 医療用ウィッグはどのような物が対象となりますか？	全頭用かつら・部分用かつら・装着用ネット・毛付き帽子（全頭タイプ）が対象となります。 ※毛付き帽子とは、全面に毛髪のついた帽子で、着帽状態で全頭タイプのかつらに見えるものです。一部毛髪のついた帽子は対象外です。
2. 医療用ウィッグは必ず、 <u>医療用であること</u> の制限はありますか？	医療用・美容用は問いません。 対象は「 <u>がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用するウィッグ</u> 」です。

3. 附属品（クシやクリーナー等）は対象になりますか？	対象となりません。 対象外の例：シャンプー、トリートメント、専用スプレー、専用ピアウォーター、専用消臭ミスト、専用美容液、専用ブラシ、専用スタンド、手入れ用品
4. 購入したウィッグのメンテナンス代金は助成対象になりますか？	対象外です。
5. ウィッグをレンタルして使用する場合、その費用は対象になりますか？	レンタル料金は対象となりません。
Ⅲ 対象品について（乳房補整具）	
1. 乳房補整具はどのような物が対象になりますか？	手術による乳房の形の変化に対応するための、乳房パッド・人工乳房・人工乳頭・乳房補整下着が対象になります。 ただし、体型を整えるための補整下着は対象外です。
2. 乳房再建術を行った場合、その費用は助成対象となりますか？	乳房再建術の費用は対象にはなりません。
Ⅳ 対象品について（共通）	
1. ウィッグ・乳房補整具を通販購入した場合、送料や手数料は助成対象ですか？	通販購入にかかった送料や手数料は助成対象とはなりません。
2. ウィッグ・乳房補整具の購入について、どこで相談できますか？	各医療機関の医療福祉相談室や佐賀県がん総合支援センター「さん愛プラザ」等で補整具の購入について相談できます。 他に、病院を利用してなくても相談可能な「がん相談支援センター」があります。 （佐賀大学医学部附属病院、佐賀県医療センター好生館、唐津赤十字病院、国立病院機構 嬉野医療センター）
Ⅴ 申請書類について	
1. 郵送での申請も可能ですか？	郵送申請も可能です。郵送料は助成対象外です。
2. 申請期限は、いつまでですか？	申請期限は、助成対象品を購入した日の翌日から1年以内です。 例) 購入日が令和6年8月1日の場合は令和6年8月2日から令和7年8月1日までに申請してください。
3. 申請書類はどこでもらえますか？	市ホームページから、ダウンロードしてご使用ください。 佐賀市健康づくり課の窓口にもご準備しています。
4. 申請書に印鑑は必要ですか？	申請者本人が手書きする場合は印鑑は不要ですが、代筆の場合は押印が必要です。

<p>5. がん治療の内容を証明する書類とは？</p>	<p>放射線治療、抗がん剤治療または手術などがんの治療を行ったことが分かる書類（治療方針計画書、手術同意書、診療明細書、お薬手帳など）、または現在治療中であることがわかるもの （必要記載項目） ①氏名 ②治療を行った医療機関名 ③診断名 ④日付(治療時期) ⑤医療用ウィッグについては「脱毛の副作用を伴う治療であること(放射線療法や抗がん剤名等)」が分かる記載 乳房補整具については「乳房の切除を伴う治療」であることが分かる記載 ※書類は、患者様ご本人の氏名がフルネームで記載されている必要があります。 ※診療明細書、治療方針計画書など複数の組み合わせも可能です。</p>
<p>6. 数年前に乳房切除を受けたが、治療を証明する書類を保管していない場合は、どうしたらいいですか。</p>	<p>医療機関に証明書類の発行を依頼してください。 「がん患者補整具購入に関する証明書」の様式を、市ホームページに掲載しています。 ※「がん患者補整具購入に関する証明書」の証明書類発行手数料を、助成申請額に含めることができます。その場合、助成上限額は、補整具購入額と証明書類発行手数料の合計額の2分の1（1円未満切り捨て）または、2万円のいずれか低い額になります。</p>
<p>7. 領収書は原本提出が必要ですか？</p>	<p>領収書の原本を提出してください。</p>
<p>8. 領収書に内訳が書いていないが申請可能ですか？</p>	<p>本体価格等の内訳が確認できる領収書が必要です。 領収書には、必ず宛名(患者様ご本人のフルネーム)、購入日、金額、金額の内訳、領収書発行者の名称及び住所の記載が必要です。 領収書で本体価格がわからない場合は、購入明細書・納品書等を追加提出してください。（領収書の記載金額が一致することが必要です） ※提出書類で購入内容が確認できない場合などは、追加書類のお願いや、電話で聞き取りをする場合がありますので、申請書には、日中連絡の取れる電話番号を記載してください。</p>
<p>9. 納品書に、助成以外の商品も含まれていますが、その納品書で申請可能ですか？</p>	<p>対象の商品が明記されていれば、申請可能です。</p>